

地方税の課税管轄権に係る理論と課題

2025(令和7)年 12月20日(土)
2025年度第3回関西公共経済学研究会
関西学院大学大阪梅田キャンパス1402教室

平成国際大学非常勤講師 川窪俊広

2025執筆論文(川窪)

論文①

「税源偏在の実態と影響」

～「群」視点の地方財政学の必要性～

2025.5.18土、日本地方財政学会@札幌大学 → 『叢書』33号

論文②

「地方税法が定める地方税の課税管轄権に係る理論と課題」

2025.12.1発行『平成国際大学論集』33号 p.12-29

論文③

「税源偏在の実相」

～都心区の税収は、誰のものか～

2025.10.25土、日本財政学会@龍谷大学 →

「税源偏在」に関する研究		その他
論文① 偏在の 判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方税収」「課税標準」「経済活動・資産」「人口」「財政需要」の5項目を47都道府県で定量把握 → 税源偏在は、「財政需要当たり」で考えるべき。 経済実態に対する課税標準の偏り是正も重要。 地方税の税目間のウエイト見直しも方策の一つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共財の限界費用の再考 → 「納税者当たり」MC ・「標準的」行政サービスの財源保障の重要性
論文② 課税管轄 権の法理	<ul style="list-style-type: none"> ・地方団体間の「課税管轄権」設定は、地方税法の主要機能の一つ（賦課徴収権と税収帰属権） ・従来の課税管轄権ルールに対する時代の変化 → 賦課徴収権（分割基準等）の見直しが必要に。 適切な税収帰属を重視しつつ賦課徴収を柔軟化。 法人2税、地消税だけでなく、個住、固定も視野。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定外税（来客課税）の流行 → 自ら、課税管轄権を適切に設定する必要。 ・法定既存税目の課税管轄権の阻害は不適
論文③ 都心税収 の実相	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国」「東京」「都心5区」の財政需要と税源の賦存状況を定量把握（←既存統計データを加工修正） → 東京への税収集中・財源超過は、都心5区の話。 都心の法人2税、事所、固定・都計は、誰のもの？ 	

3論文を通じた研究趣旨

1. 定量的把握

⇒ 客観的なデータに基づく丁寧な議論へ

「激しい偏在・財政格差」

vs.

では、非生産的

「偏在は存在しない」

2. 理論的整理

⇒ 社会の変化に則し、理論的にも「正しい」改革へ



高校無償化。18歳まで月5千円。

子どもたちが不利に。悪しき格差。

自主財源での工夫。

交付税なしで運営。

税源偏在問題。

財源超過が多額。

一人当たり「税+交付税」は、全国並み。

財政需要(含:対地行政)対比で見よ。

分権の時代。

足による投票。

単なる強いモノ勝ち。

選好でなく、財政格差。



a) 税収額

a) 各自治体の「税収」(標準税率)
※留意:年度変動

b) 税収源の
数値化

b) 「課税標準」の分布
※留意:税目による差異の存在

c) 税収源

c) 「経済活動」「資産」の分布
※留意:把握の困難性

d) 財政需要
かつ税収源

d) 「人口」
※留意:税収源、財政需要の両性格

e) 財政需要

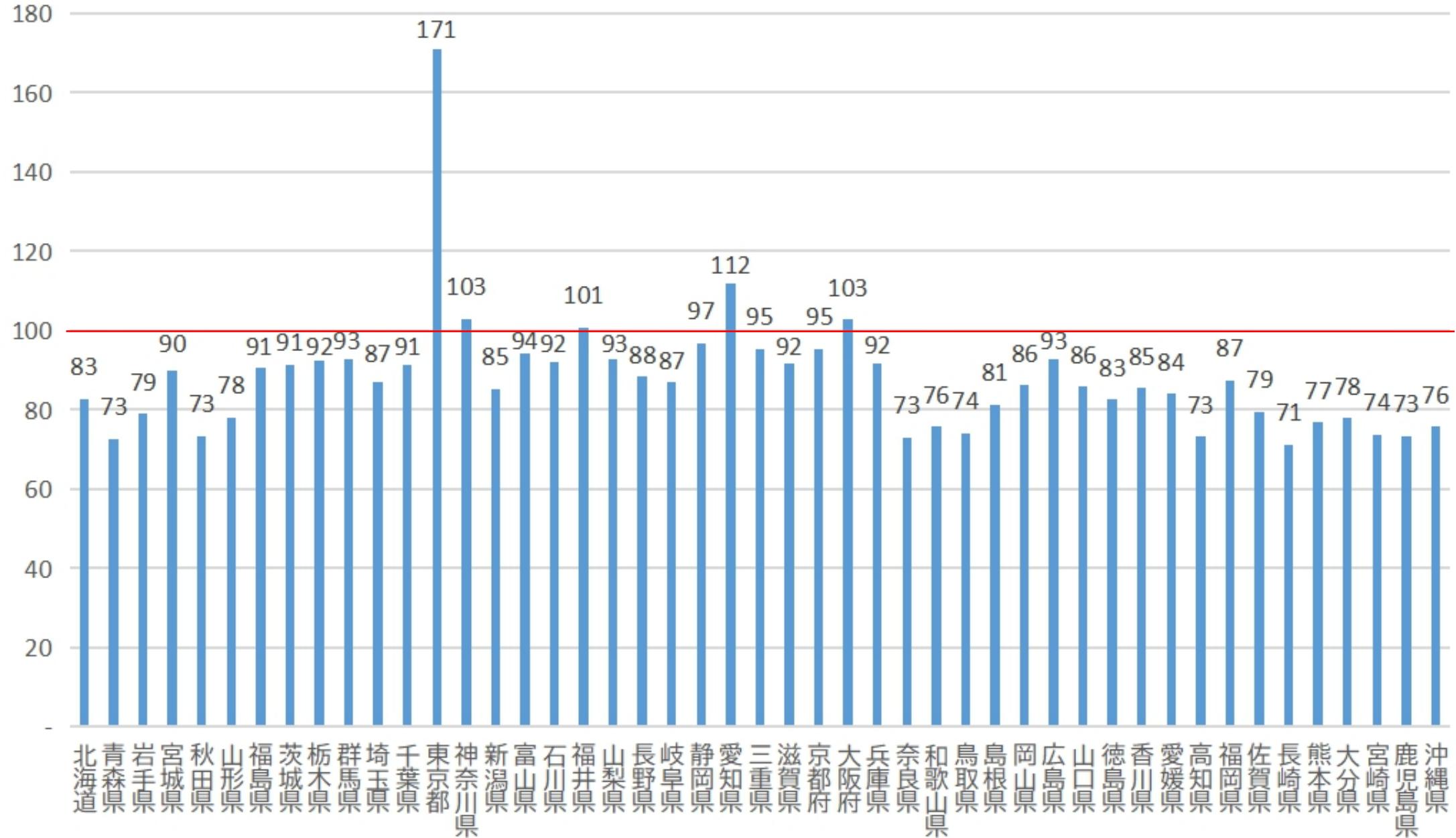
e) 標準的な「財政需要」
※留意:対地行政の存在、算出方法

↑ 集中的

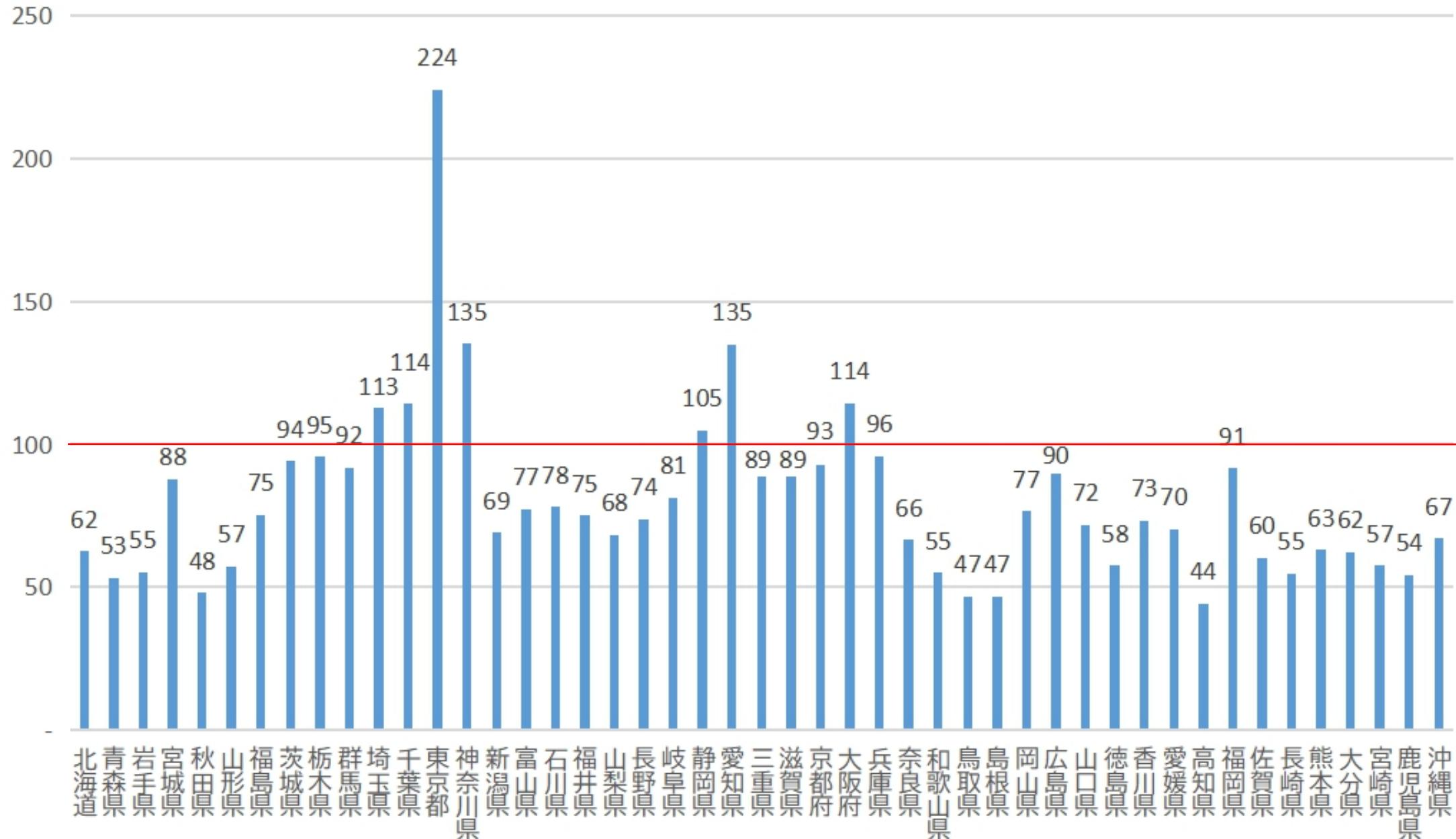
「何が」
「何に対して」
「偏っている」
のか？

↓ 分散的

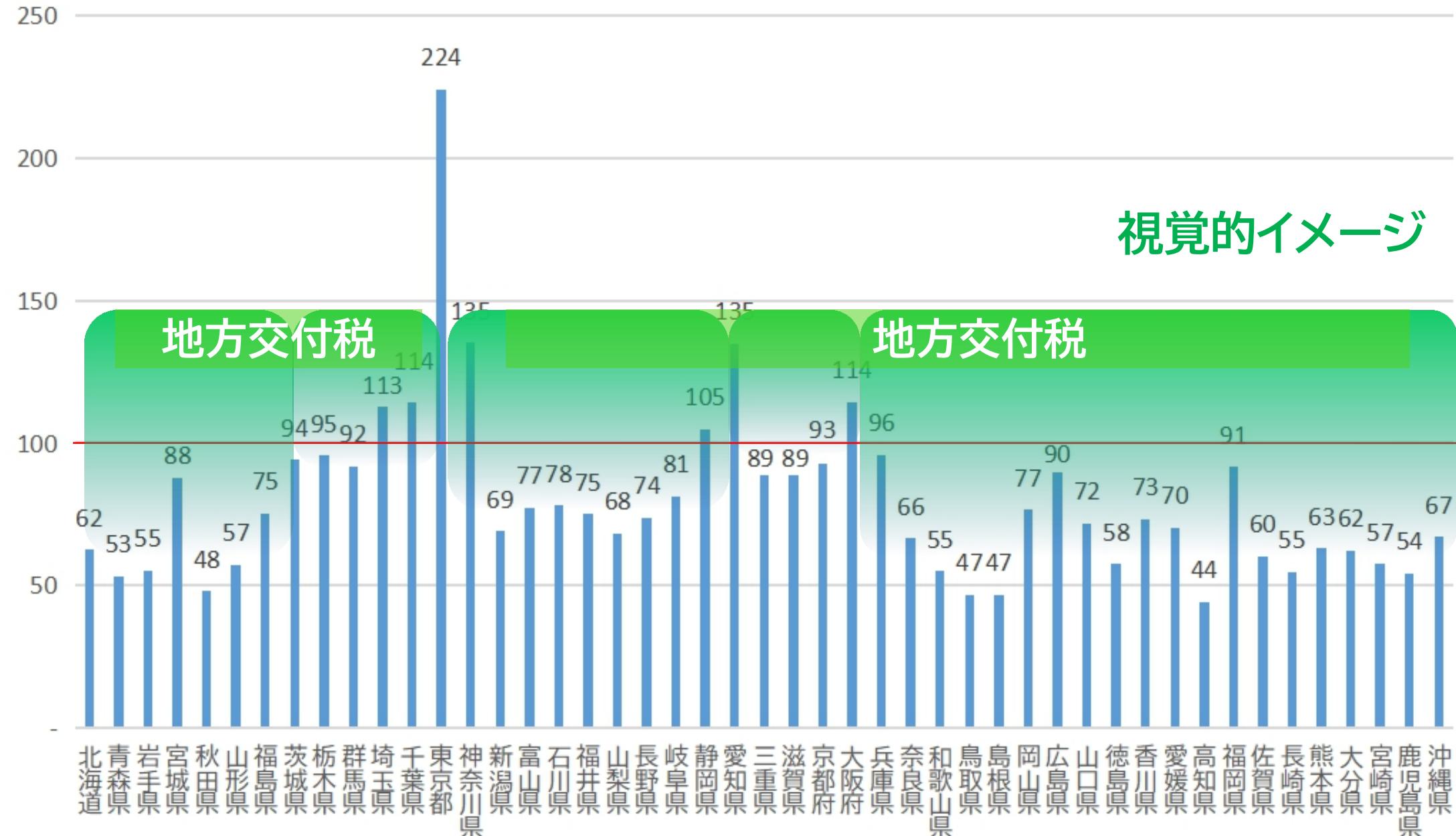
a) 税収／d) 人口 (全国平均=100)



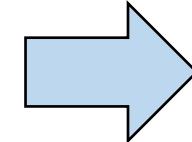
a) 税収／e) 財政需要 (全国平均=100)



a) 税収／e) 財政需要 (全国平均=100)



- ①「 a/d 」(税収／人口)の偏在
- ②「 a/e 」(税収／財政需要)の偏在



- ②は、より強力な「是正方策」の必要性を示唆

政策課題としては…、



- c(経済活動)とd(人口)の「地方誘導」 … 地方創生、東京一極集中是正
→ 経済政策、国土政策、等に期待
- 「活況都市」から「疲弊寒村」までの存在(=cの多様性)が、与件ならば
→ 「cの実態を超えるbの偏り」、「bとaの相関関係」が、制度的課題

1) bとcの乖離への対応策 (<経済のデジタル化等)

課税標準算定ルール改正、利子割の見直し、国際課税(売上高)、など

2) aとbの相関関係に着目した対応策 (<地方税は、比例税率化すみ)

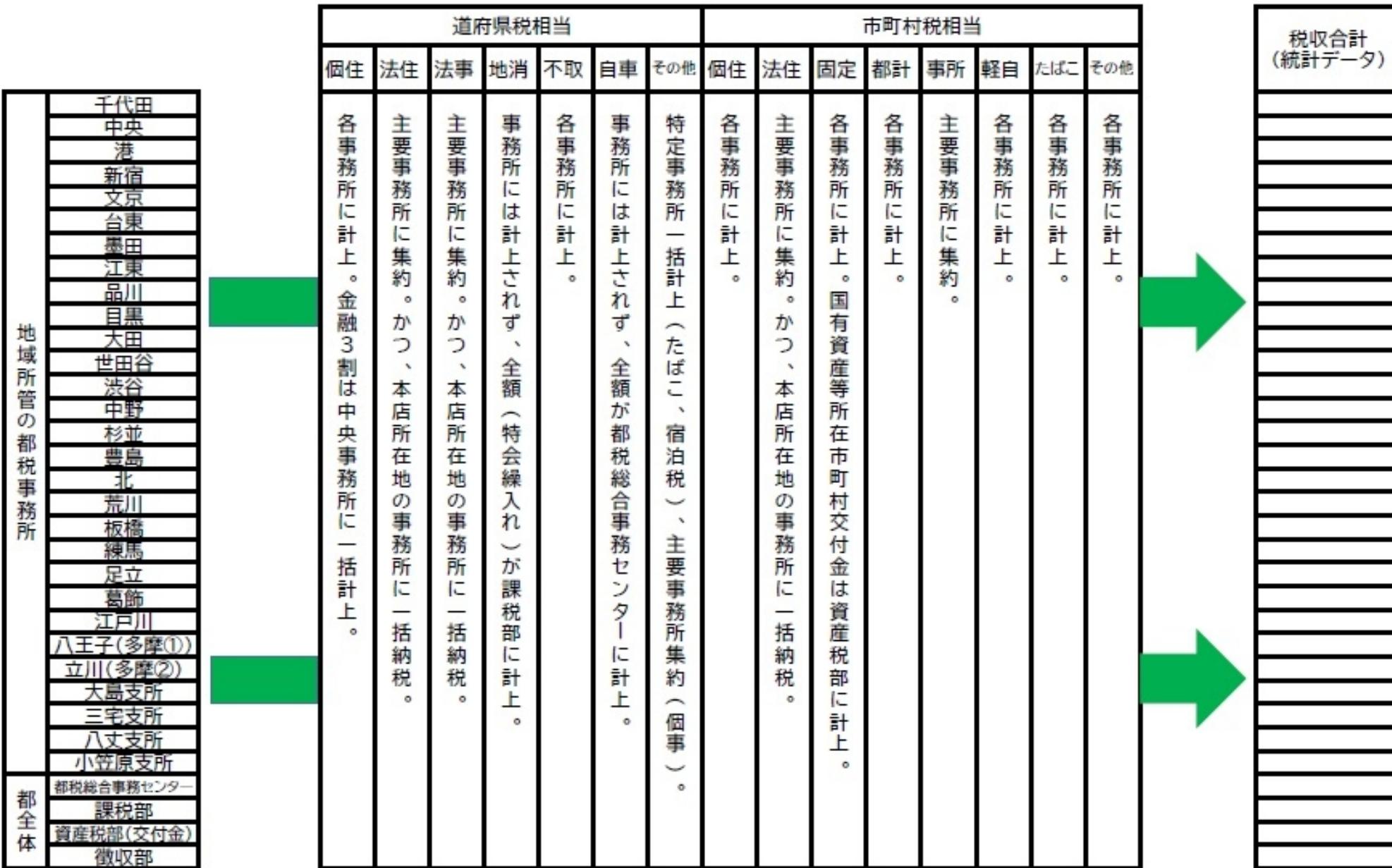
地方税の税目間のウエイト見直し(偏在度の低い税目の比重の拡大)が候補に

論文③

東京の地方税財政分析に際しての留意点



東京都HP「税務統計年報」(事務所別税収)の構造



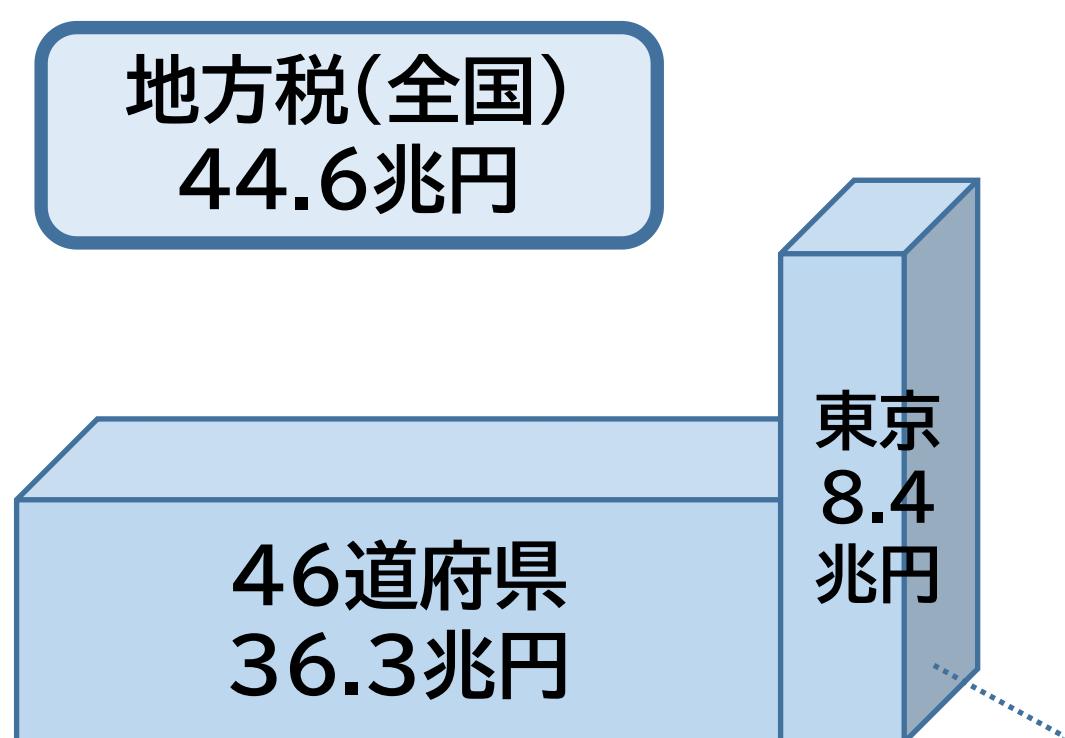
都心5区への集中度が高い税目

	地方税(道府県税)				地方税(市町村税)								左記の税目の合計	
	法人住民税		法人事業税		法人住民税		事業所税		固定資産税		都市計画税			
	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)	(百万円)	シェア (%)
全国計 (J)	517,889		5,350,106		2,028,389		404,318		9,896,031		1,410,188		19,606,921	
46道府県 (J-T)	350,664	67.7	3,818,357	71.4	1,349,017	66.5	281,613	69.7	8,149,421	82.4	1,073,418	76.1	15,022,490	76.6
東京都 (T)	167,225	32.3	1,531,749	28.6	679,373	33.5	122,705	30.3	1,746,610	17.6	336,770	23.9	4,584,431	23.4
都心5区 (C)	105,034	62.8	962,087	62.8	424,104	62.4	70,943	57.8	704,250	40.3	132,870	39.5	2,399,287	52.3
18区+市町村 (T-C)	62,191	37.2	569,662	37.2	255,269	37.6	51,762	42.2	1,042,325	59.7	203,900	60.5	2,185,108	47.7

⇒ 地方法人2税、事業所税、固定資産税・都市計画税の順に、都心5区への集中度が高い。との結果。

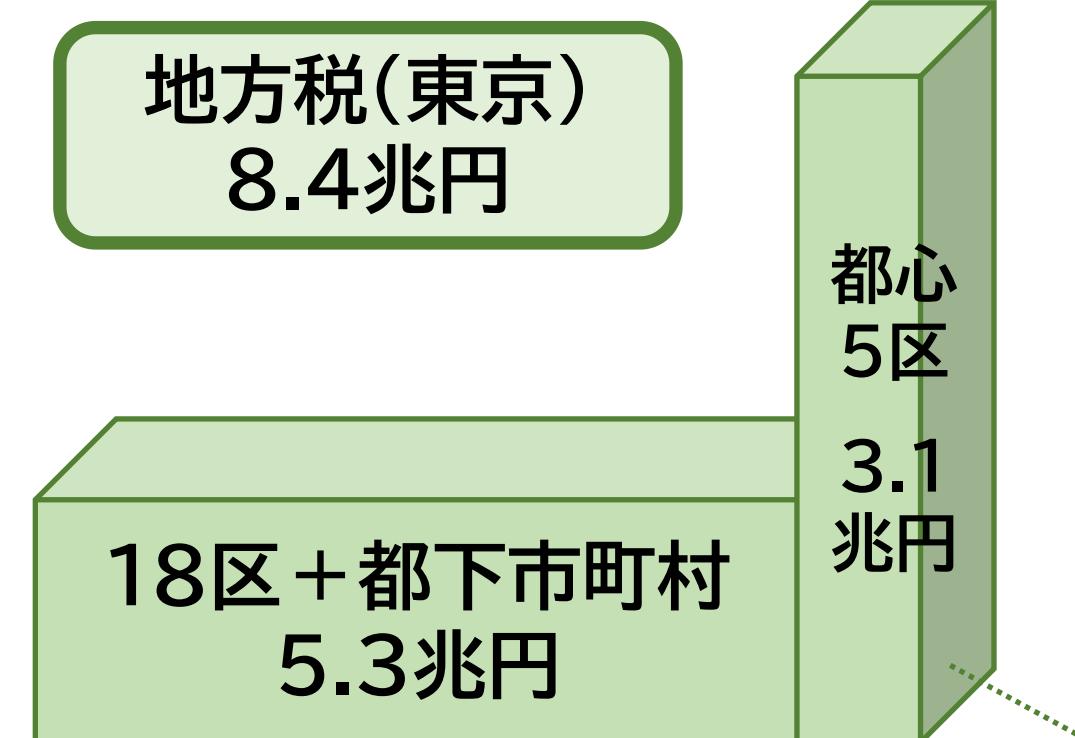
(これらは、「市町村税相当の税目であるが、東京においては、都が課税する」とされている税目である。このことは、都区財政調整制度が、都と区の間の事務配分の特例制度であると同時に、都心部の地方税収をより広いエリア(23区や東京都全体)で活用するための制度として機能していることを裏付けている。)

「日本と東京」 の財源イメージ



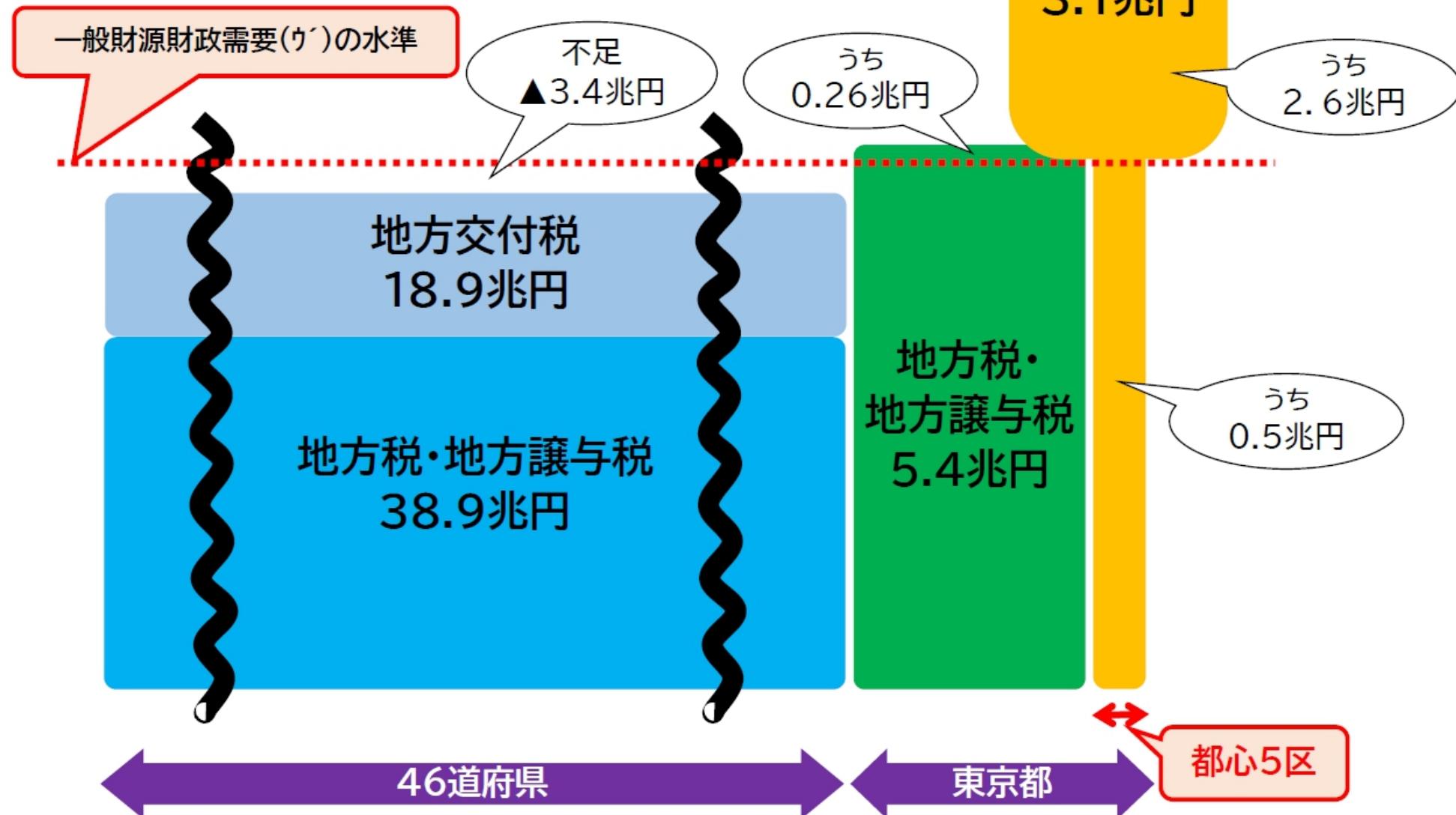
【対全国シェア】
面積： 0.6%
人口： 11.1%
需要： 8.5%

「東京と都心5区」 の財源イメージ



【対東京シェア】
面積： 3.5%
人口： 7.8%
需要： 8.6%

一般財源財政需要と 財源との関係（イメージ図）



前置きが長くなりましたが、…

以下、本日の発表テーマについて、説明します。

(論文②)

「地方税法が定める地方税の
課税管轄権に係る理論と課題」

地方税法の 課税管轄権 (一覧)

税目		地方税法の条文		課税管轄権	
	条項	規定ぶり		賦課徴収権	税収帰属権
道府県民税 (個人)	所得割	①	道府県内に住所を有する個人に課す	個人の住所地の道府県 (均等割は、事務所・家屋敷の所在地も)	同左
	個人均等割	道府県内に住所を有する個人に課す 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課す			
道府県民税 (法人)	法人税割	道府県内に事務所又は事業所を有する法人に課す	法人の事務所等の所在地の道府県 (均等割は、寮等の所在地も)	同左 ※分割基準(57)あり	
	法人均等割	道府県内に事務所又は事業所を有する法人に課す 道府県内に寮等を有する法人に課す			
道府県民税 (金融3割)	利子割	道府県内に所在する営業所等を通じて利子等の支払を受ける個人に課す	銀行等の営業所の所在地の道府県	同左	
	配当割	特定配当等の支払を受ける個人で道府県内に住所を有するものに課す			
	株式等譲渡所得割	特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で道府県内に住所を有するものに課す	個人の住所地の道府県		
法人事業税	付加価値割	②	法人の行う事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県において課す	法人の事務所等の所在地の道府県	同左 ※分割基準(72の48)あり
	資本割				
	所得割				
	収入割				
個人事業税		③	個人の行う(第一種～第三種)事業に対し、事務所又は事業所所在の道府県において課す	個人の事務所等の所在地の道府県	同左 ※分割基準(72の54)あり
地方消費税	譲渡割	④	個人事業者は、その住所地が所在する道府県が課す 法人は、その本店が所在する道府県が課す	(本則上、)本店の所在地の道府県(個人事業者は住所地の道府県)	清算(72条の114)により帰属 ※清算基準あり
		附9の4	譲渡割の賦課徴収は、当分の間、国が、消費税の賦課徴収と併せて行う	(当分の間特例として、賦課徴収権は、)国の税務署	
	貨物割	⑤	保税地域・税関が所在する道府県が課す (この規定は抽象的課税権。賦課徴収権は72の100)	(課税権は、)保税地域・税関の所在地の道府県	
		72の100	貨物割の賦課徴収は、国が、消費税の賦課徴収と併せて行う	(賦課徴収権は、)国の税関	

不動産取得税	73の2①	不動産の取得に対し、不動産所在の道府県において課す	不動産の所在地の道府県	同左
道府県たばこ税	74の2	(卸売の場合、)小売販売業者の営業所所在の道府県において課す (製造・卸業者による直接販売の場合、)直接販売たばこを管理する事務所等が所在する道府県において課す	小売を行う事業者の営業所の所在地の道府県	同左
ゴルフ場利用税	75	ゴルフ場の利用に対し、ゴルフ場所在の道府県において課す	ゴルフ場の所在地の道府県	同左
軽油引取税	144の2	元売・特約業者からの軽油の引取りに対し、納入地所在の道府県において課す	引取り行為の納入地が所在する道府県	同左
自動車税	環境性能割	自動車の主たる定置場所在の道府県が取得者に課す	主たる定置場の所在地の道府県	同左
	種別割	自動車の主たる定置場所在の道府県が所有者に課す		
鉱区税	178	鉱区に対し、鉱区所在の道府県において課す	鉱区の所在地の道府県	同左
狩猟税	700の51	当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課す ※狩猟者は、狩猟しようとする区域を管轄する道府県知事の登録を受ける(鳥獣保護法55①)	登録(狩猟)地の道府県	同左
水利地益税	703①	水利関連事業等に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、水利地益税を課す ※水利関連事業等に係る目的税であり、当該道府県の区域内の土地・家屋が課税対象	土地・家屋の所在地の道府県	同左
法定外税	普通税	259～	条例の規定による	同左 (賦課徴収する道府県)
	目的税	731～		

税目		地方税法の条文		課税管轄権	
	条項	規定ぶり		賦課徴収権	税収帰属権
市町村民税 (個人)	所得割	市町村内に住所を有する個人に課す	個人の住所地の市町村 (均等割は、事務所・家屋敷の所在地も)	同左	
	個人均等割	市町村内に住所を有する個人に課す 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人に課す			
市町村民税 (法人)	法人税割	市町村内に事務所又は事業所を有する法人に課す	法人の事務所等の所在地の市町村 (均等割は、寮等の所在地も)	同左	※分割基準 (321の13)あり
	法人均等割	市町村内に事務所又は事業所を有する法人に課す 市町村内に寮等を有する法人に課す		同左	
固定資産税		342① 固定資産に対し、固定資産所在の市町村において課す	固定資産の所在地の市町村	同左	
軽自動車税	環境性能割	軽自動車の主たる定置場所在の市町村が取得者に課す	主たる定置場の所在地の市町村	同左	
	種別割	軽自動車の主たる定置場所在の市町村が所有者に課す			
市町村たばこ税		465 (卸売の場合、)小売販売業者の営業所所在の市町村において課す (製造・卸業者による直接販売の場合、)直接販売たばこを管理する事務所等が所在する市町村において課す	小売を行う事業者の営業所の所在地の市町村	同左	
鉱産税		519 鉱物掘採事業に対し、作業場所在の市町村において課す	作業場の所在地の市町村	同左	
特別土地保有税		585① 土地又は土地取得に対し、土地所在の市町村において、所有者又は取得者に課す	土地の所在地の市町村	同左	

入湯税		701	鉱泉浴場所在の市町村は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課す	鉱泉浴場の所在地の市町村	同左
事業所税	資産割	701の32 ①	事業所等において行う事業に対し、事業所等所在の指定都市等において課す	事業所等の所在地の市※30万人以上の市等	同左
	従業者割				
都市計画税		702①	当該市町村の区域の市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、当該土地又は家屋の所有者に課す	土地・家屋の所在地の市町村	同左
水利地益税		703①	水利関連事業等に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、水利地益税を課す ※水利関連事業等に係る目的税であり、当該市町村の区域内の土地・家屋が課税対象	土地・家屋の所在地の市町村	同左
共同施設税		703の2 ①	共同作業場等に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課す ※共同作業場等に係る目的税であり、当該市町村の該当施設の受益者が課税対象	共同作業場等の所在地の市町村	同左
宅地開発税		703の3 ①	当該市町村の市街化区域内の一定区域で宅地開発を行う者に対し、宅地開発税を課す	宅地開発の区域が所在する市町村	同左
国民健康保険税		703の4 ①	国民健康保険の被保険者である世帯主(市町村内に住所を有する者に限る。)に対し、国民健康保険税を課す	被保険者世帯主の住所地の市町村	同左
法定外税	普通税	669～	課税管轄権に係る規定なし	条例の規定による	同左 (賦課徵収する道府県)
	目的税	731～			

1. はじめに

1.1 研究の主題

1.2 研究の背景と目的

1.2.1 従来型課税管轄権の揺らぎ

ア) 経済活動や国民生活の高度化・デジタル化が大きく進行、従来の物理的ネクサスに立脚した課税管轄権のままでは、適切な地域間の税収帰属が実現困難に。

イ) 既に、国際課税において、PEに立脚する従来型の課税権のままでは合理的な課税の実現が困難となり、各の区域内での売上高に応じて課税対象利益（の一部）を配分するという新たな課税権ルールが導入される時代が到来。

ウ) 地方法人課税においても、従来の「事務所又は事業所」が存在する地方団体が課税権を有し、逆に、それらが存在しない地方団体は課税権を持たない、とのルールでは、企業活動の実態に則した課税管轄権（特に、税収の帰属）が十分に実現できない時代。

エ) 個人住民税についても、二地域居住が定着・一般化する時代にあっては、主たる住所地の地方団体が税収を総取りする仕組みのまで良いのか、という疑問。

オ) 時代の変化の中、地方税の各税目において、課税管轄権の「揺らぎ」が激化。

1.2.2 「ヨソモノ課税」

ア) 事務上可能なら、あるいは、制度上許されるなら、我が住民を無税とし、非住民（域外からの来訪者）だけに対する課税を実施したい、という発想が散見される。

イ) 地方団体の区域内において、同じ行為を行うにもかかわらず、非住民だけに課税する法定外税は、そもそも、法の下の平等に反し、憲法上許されない。この平等原則や課税実務上の制約（課税現場で住民と非住民を分別することの困難性）に加え、地方税法が定める課税管轄権への抵触という点を重視する必要がある。

ウ) 「日頃から我が地方団体に納税している」ことを主たる理由として住民を無税とする発想は、地方税法が課税管轄権の規定を通じて形成している法秩序に抵触。

エ) 問題あるヨソモノ課税を効果的に防止するためには、地方税法の課税管轄権に着目するアプローチが、極めて重要な法的論拠に。

1.2.3 研究目的

ア) 地方税法が定める課税管轄権の仕組みに光を当てることが、時代の要請。

イ) 地方税法が、地方団体間の課税管轄権の衝突をどのように調整・規制しているかを把握し、国法としての地方税法の存在意義と機能を明確化。

ウ) 税源偏在等の現代的課題に対する制度的対応の可能性を探求し、併せて、不適切な「ヨソモノ課税」の防止に関する法的論拠を確認・提示することを目指す。

2. 地方税の課税管轄権

2.1 地方自治の仕組みと行財政の管轄権

2.2 地方税法による課税管轄権の設定

2.3 各税目の課税管轄権（仕組みと論点）

2.3.1 全体像（一覧的整理）

2.3.2 地方法人2税に係る課税管轄権

ア) 法人住民税と法人事業税は、人税と物税、性格が異なる税。その違いは、課税管轄権の構造の差異に表れている。

イ) 法人住民税は、法人も地方団体の「住民」として、個人と並んで地域社会の費用を分担する税。「住民に対して課す税」の性格が色濃い。

ウ) 法人事業税は、各都道府県の「区域」内で法人が「事業活動」を行うことに対して課税。課税管轄権ルールは、「事業活動を行う場所」がどの都道府県の区域かによって決まる。「区域に着目して課す税」。

エ) 個人住民税（所得割）と個人事業税は、個人の所得に課税するが、個人住民税は住所地団体の「総取り」、個人事業税は事業所等の所在地の地方団体が課税。複数の都道府県に事務所等を有する個人事業主は、課税標準を分割して納税。

2.3.2 地方法人2税に係る課税管轄権（続き）

- オ) 税の性格も課税管轄権の立脚点も異なるが、地方法人2税は、現行制度では、「事務所又は事業所」（本店・支店・営業所・工場など）所在の地方団体が課税権。法人住民税では「法人の住民」かどうかを事務所・事業所の有無で判断、法人事業税では「事業活動」を行っている都道府県かどうかを事務所・事業所の存在で判断。
- カ) このため、課税権を有する地方団体は複数化。一方で、所得、付加価値、資本金額など、法人単位で一つの金額となるものを課税標準とするには、課税権を有する地方団体の間で、課税標準（又は税額）を分割する制度（分割基準制度）が必要に。
- キ) 地方税の課税管轄権の重要な要素は、賦課徴収権と税収帰属権。地方法人2税では、事務所・事業所の所在地の地方団体がそれぞれ賦課徴収権を有することとしつつ、税収については、分割型の税収帰属権の仕組みが採られている。
- ク) 税の課税根拠や性格に立ち帰れば、現行制度の課税管轄権は、事務所・事業所の所在に着目する賦課徴収権も、一定の基準（従業者数など）に基づく課税標準の分割による税収帰属権も、税制の発展経過の中で、現時点における制度として採用・適用されているもの。
- ケ) 時代の変化が進み、法人の立地形態や事業活動の実態が変容してきた場合には、課税管轄権の仕組みをアップデートすることは、許される。むしろ、積極的に、望ましいアップデート内容を検討すべきもの。

2.3.3 地方消費税に係る課税管轄権

ア) 地方消費税は、本質的には、「区域」に基づく課税管轄権の税。

イ) 多岐にわたる検討と調整を経て、地方消費税は、現行制度の枠組みで成立。課税管轄権の視点から見ると、各都道府県の賦課徴収権は極力緩やかにすることを許容しつつ、最終消費者が負担する税という性格に整合的な税収帰属権ルールを実現することを優先して制度化された税制。言わば、賦課徴収権の柔軟化と税収帰属権の合理的確立という設計思想に基づく税。

ウ) 賦課徴収権を「仮置き」機能として各都道府県に役割分担させつつ、税収帰属権の合理性（実質的な正当性）を追求する形で制度化。これは、消費税自体が、法律上の納税義務者と税の負担者が相違し、各取引段階の納税義務者（事業者）による納税は「仮置き」の性格であることを反映しており、最終消費者に負担が転嫁されて実質的な納税が完了するという消費税の特徴を踏まえた地方消費税の課税管轄権。

エ) 更に、国の税務署が地方消費税の申告納付を担当し、都道府県へ税収を払い込むという仕組みを採用。賦課徴収権の柔軟化が、さらに踏み込んで行われている。

オ) 地方消費税の課税管轄権は、税収帰属権の正当性の確保が第一義。賦課徴収権の設定を中心とし、税収帰属は賦課徴収権の主体と一致という古典的な姿ではなく、大きなブレイクスルーに立脚した税。

カ) 今後も、社会経済の変化に対応し、適切な税収帰属へのアップデートが重要。25

2.3.4 金融3割に係る課税管轄権

ア) 利子割の偏在是正と、金融3割（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）の将来像が注目点。金融3割の市町村交付金の仕組みも、市町村の税収帰属権の一角。

イ) 現下の利子割の見直しは、柔軟な賦課徴収権の下で税収帰属権の合理的確立や正当性の向上を図るという課税管轄権の潮流に沿ったものと理解。

ウ) 将来に向けては、配当割、株式等譲渡所得割も含めて、「住所地課税の原則」をどこまで追求するかが検討テーマに。

エ) 住所地課税の原則に近づける制度改正とは異なる発展方向もあり得るのでは。

オ) 地方税の課税管轄権の大きな潮流は、賦課徴収権の柔軟化と税収帰属権の正当性・合理性の向上。税源偏在についても、是正・改善を図ることを重視すべき。

カ) 勤労所得や事業所得のように納税者（個人）の居場所（住所地やその周辺地域）に所得の源泉が存在するものについては、住所地課の徹底が望ましいが、金融所得課税のように、所得の源泉となる資産（金融資産）が納税者の居場所と無関係であるタイプの所得への課税については、住所地課税の徹底は、必ずしも税収帰属権の正当性や合理性の向上には繋がらない。

キ) 金融資産から巨額の所得を得た者の税は、その納税者の住所地の地方団体の「総取り」ではなく、より広いエリアの地方税収とし、又は、全国的な見地で活用する地方財源とすることについても、真剣に考えていく必要。

2.3.5 個人住民税（所得割）に係る課税管轄権

ア) 個人住民税は、「住民に対して課す税」の代表。地方税の中核をなす基幹税。今後も、所得割の課税管轄権の原則的な仕組みは、不变だろう。

イ) 一方、「住民に対して課す税」のゆえに、**実際に二か所で生活や仕事をする「二地域住民」**が増加し一般化した時代には、制度改革の議論が生じると想定。

ウ) 地方創生2.0では、関係人口の深化に向けて「ふるさと住民登録制度」の創設を検討。ふるさと住民登録制度は、二地域居住を支える制度としても期待され、閣議決定の中では「関係人口に対する行政サービスの在り方等、制度面についても検討を行い、必要な措置を講じていく。」と記述。**二地域目の住所地で、住民と同様に、あるいは準じて、地方団体から行政サービスが提供される時代**には、個人住民税についても、二地域居住者が、二地域目の住所地に個人住民税の一定割合の財源供出を行う仕組みが必要と予想。主たる住所地が個人住民税を総取りする仕組みのままで、二地域居住者は、二地域目の地方団体の行政サービスに対し「フリーライダー」に。

エ) 一人の納税者の**正式な納税先が複数化し、複数の地方団体が滞納処分を担当するような仕組みは採り得ないが、行政サービスの提供に則して二地域目へも財源を供出する制度**は、極めて現代的かつ意義深い取組みになり得る。

オ) 個人住民税における二地域居住対応策の検討も、賦課徴収権の柔軟化と税収帰属権の正当性・合理性の向上、という課税管轄権の潮流に沿っている。

2.3.6 固定資産税に係る課税管轄権

ア) 固定資産税は「**区域に着目して課す税**」の代表であり、課税管轄権の原則的なルールは、今後も不变だろう。

イ) しかし、細かく見ると、移動性償却資産の特例や、大規模償却資産の特例あり。特に、**大規模償却資産特例**は、資産の評価という賦課徴収権の一部に係る技術的理由による特例というより、むしろ、税収帰属権に調整を加え、市町村の財政規模に比して巨額の税収が特定の大規模資産から納付される事態を回避する観点からの仕組み。

ウ) 固定資産税にも、部分的に、**税収帰属権の（結果の）合理性を重視する仕組み**が導入されていると理解。

エ) 税源偏在問題への一つの示唆。都心部などに固定資産税が過度に集中する場合、制度的対応を要する時は、当該地域の地方団体の収入となる税を一定程度にとどめ、超える部分は上位政府の収入とする仕組みが考え得る。既に、都区財調も存在。

オ) 今後、税源偏在の是正が不可避というタイミングを迎えた場合には、**固定資産税の税収帰属権のあり方も、検討の射程範囲に入ってくる可能性。**

カ) 特に、**極めて高い地価に基づく土地に係る固定資産税収**については、地方税において重視される応益課税の原則との関係からも、家屋や償却資産に係る固定資産税収よりも自然に、税収帰属権のあり方に係る検討の対象になり得る。土地を守るために地方団体の歳出（治水など）は、地価の高さと連動して増加する訳ではない。

2.3.7 法定外税に係る課税管轄権

ア) 法定外税は、多様な税が可能。地方税法には、課税管轄権の直接の規定なし。

イ) 他の地方団体との関係につき、何でも可能という訳ではない。留意点あり。

ウ) 一つは、非課税規定の存在。「当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入」及び「当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入」については、法定外税を課すことができないとの明文規定あり。課税管轄権の視座から見れば、固定資産税や地方法人2税に関する課税管轄権ルールに反した法定外税を禁止する趣旨の規定。

エ) 二つ目は、直接に非課税規定に抵触しないとしても、他の法定税目に関して地方税法が規定している課税管轄権を実質的に没却するなど、地方税法が構築する法秩序に抵触する法定外税は、適当でないという点。

オ) 課税自主権の積極的な活用は重要だが、「日頃から我が地方団体に納税している住民は無税、域外から来訪する非住民だけに課税する」という性格の新税は、地方税法が構築している課税管轄権（特に個人住民税）に係る法秩序に抵触。

カ) 法定外税を検討する地方団体は、地方税法が定める課税管轄権に係る法秩序を正しく理解し、抵触しない合理的な税制を立案する必要。問題を孕む新税案は、地方税法との関係で少なくとも「不適当」と評価され得る。法定外税の不同意要件「国の経済施策に照らして適当でない」の「経済施策」には「租税施策」も含まれる。

3.まとめ（現代的課題の整理と検討の方向性）

3.1 税源偏在の改善に繋がる税制

ア) 地方税における税源偏在の問題は、地域間の財政力格差がますます深刻化しており、制度的対応が強く求められる状況。元来、制度が生んでいる格差との性格が強い。

イ) 地方法人2税が注目されるが、実際には、**多税目に課題あり**。課税管轄権に注目しながら、各税目の将来像を検討する姿勢が重要。

ウ) 賦課徴収権の柔軟化を許容しつつ、税収帰属権に関する制度をできるだけ合理化するという方向性を、偏在是正への取組みの基本方針に据えて、幅広く検討。

3.2 二地域居住時代における住民への課税

ア) 住民、すなわち、そこに住む事実関係自体が、本当に二か所となる時代には、課税管轄権の視点からは、それに相応しい税負担を実現する仕組みが求められる。

イ) その場合の賦課徴収権の柔軟化は、本来なら二つの地方団体が賦課徴収権を分担保有すべき居住実態であっても、主たる住所地の側で賦課徴収権の全部を担当する、との意味。その下で、徴収後の税収の帰属先を合理化することが検討課題となる。

3.3 課税自主権の健全活用

ヨソモノだけに負担を求める税は、民主主義の観点からも不適切な状態を生む。その防止のためにも、地方税法の課税管轄権への正しい理解を。

論文①

偏在の
判断基準

- ・「地方税収」「課税標準」「経済活動・資産」「人口」「財政需要」の5項目を47都道府県で定量把握
 → 税源偏在は、「財政需要当たり」で考えるべき。
 経済実態に対する課税標準の偏り是正も重要。
 地方税の税目間のウエイト見直しも方策の一つ。

- ・地方公共財の限界費用の再考
 → 「納税者当たり」MC
- ・「標準的」行政サービスの財源保障の重要性

論文②

課税管轄
権の法理

- ・地方団体間の「課税管轄権」設定は、地方税法の主要機能の一つ（賦課徴収権と税収帰属権）
- ・従来の課税管轄権ルールに対する時代の変化
 → 賦課徴収権（分割基準等）の見直しが必要に。
 適切な税収帰属を重視しつつ賦課徴収を柔軟化。
 法人2税、地消税だけでなく、個住、固定も視野。

- ・法定外税（来客課税）の流行
 → 自ら、課税管轄権を適切に設定する必要。
- ・法定既存税目の課税管轄権の阻害は不適

論文③

都心税収
の実相

- ・「全国」「東京」「都心5区」の財政需要と税源の賦存状況を定量把握（←既存統計データを加工修正）
 → 東京への税収集中・財源超過は、都心5区の話。
 都心の法人2税、事所、固定・都計は、誰のもの？

ご静聴
ありがとうございました！

